

第4次山形県消費者基本計画年度別目標指標一覧

施策の柱	基本的方向	個別施策	担当課	指標	基準	目安					目標
					基準(2年度)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
I 消費者被害の防止と救済	1 地域における相談体制の充実・強化	(1) 消費生活相談員の資質向上及び人材の育成	消費生活・地域安全課	①国等が開催する研修会への県内相談員の参加率	(R1)91%	93%	95%	97%	100%	100%	
		(2) 市町村の消費生活センター・相談窓口への支援強化 【新】		②巡回相談・OJT研修の実施市町村数	4市町村	7市町村	7市町村	7市町村	7市町村	7市町村	
		(3) 県の相談体制の充実 【新】		※5年間で35市町村							
		(4) 消費生活センター・消費者ホットライン188の周知 【新】		③消費生活センターの認知度	(R3)49%					60%	
2 消費者と事業者との取引の適正化		(5) 住宅に関する相談対応及び情報提供	建築住宅課	④消費者ホットライン188の認知度	(R3)11%					25%	
		(6) 警察安全相談に係る関係機関との連携強化	広報相談課(県警)	⑤県民相談相互支援ネットワーク会議の開催数及びチラシの作成	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
		(1) 消費者トラブルに関する注意喚起	消費生活・地域安全課	①消費者トラブルに関する注意喚起情報発出数	(R1)9件	10件	10件	10件	10件	10件	
		(2) 適格消費者団体との連携 【新】									
(3) 悪質な事業者に対する指導及び行政処分	中小企業・創業支援課										
(4) 事業者等の法令遵守の意識醸成	生活環境課(県警)										
3 高齢者・若年者・障がい者等への支援		(5) 悪質商法による被害防止のための関係機関との連携	学事文書課								
		(6) 貸金業に関する適切な指導・監督	消費生活・地域安全課	①高齢者等の見守りネットワーク設置市町村の県内人口カバー率	23%	30%	30%	40%	40%	50%	
		(7) 生活経済関係法令に係る違反の取締り強化	高齢者支援課	②地域包括ケア総合推進センターによる移動法律相談会開催の地域数	8地区	8地区	8地区	8地区	8地区		
		(8) 個人情報保護の推進 【新】	地域福祉推進課								
4 多重債務対策の推進		(1) 高齢者等の見守りネットワーク構築の促進	生活安全企画課(県警)								
		(2) 各種媒体を活用した消費者トラブル未然防止のための情報発信 【新】	消費生活・地域安全課	①多重債務者対策協議会の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回		
		(3) 成年年齢引下げに対応した若年者への情報発信 【新】									
		(4) 障がい者等の消費者教育の実施 【新】	障がい福祉課	②多重債務者相談強化キャンペーン中の無料法律相談会における相談件数	14件	16件	18件	20件	20件		
II 主体性のある消費者の育成	1 ライフステージに応じた消費者教育の充実	(1) 学校における消費者教育の推進	学事文書課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課	①学校等教育における出前講座及び弁護士による法律授業の実施件数	33件	36件	39件	42件	45件	48件	
		① 学習指導要領に基づいた消費生活に係る学習の履修	消費生活・地域安全課、学事文書課、子ども保育支援課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課								
		② 学校等教育における出前講座・弁護士による消費生活法律授業の実施	消費生活・地域安全課	②出前講座(高校3年生対象)※5年間で50校の実施	—	10校	10校	10校	10校	10校	
		③ 成年年齢引下げに対応した出前講座の実施 【新】	消費生活・地域安全課								
		④ 高校生のための消費者教材「社会への扉」等の活用促進 【新】	消費生活・地域安全課、学事文書課、特別支援教育課、高校教育課								
		⑤ 各種媒体を活用した消費者教育のための情報周知 【新】	消費生活・地域安全課	③地域における出前講座の実施件数	(R1)134件	135件	138件	141件	144件	147件	
	(2) 地域における消費者教育の推進	消費生活・地域安全課、女性・若者活躍推進課、高齢者支援課、障がい福祉課、生涯教育・学習振興課	④市町村における講習等の実施市町村割合	51%	60%	65%	70%	75%	80%		
	2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携	(1) 消費生活サポーター制度の強化	消費生活・地域安全課	①消費生活サポーターの人数	181人	190人	200人	210人	220人	230人	
				②消費生活サポーターの団体数	0団体	2団体	4団体	6団体	8団体	10団体	
				③消費生活サポーター等研修会への参加人数	137人	140人	150人	160人	170人	180人	
				④市町村とタイアップした出前講座数	0回	4回	4回	4回	4回	4回	
				⑤教職員向け消費者教育情報の提供回数	1回	2回	2回	3回	3回	4回	
			⑥地域包括支援センターによる消費者被害の防止に関する研修会の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回		
3 持続可能な社会を目指した消費行動の推進	(1) エシカル消費の普及啓発 【新】	消費生活・地域安全課	①エシカル消費の認知度	(R3)6%					20%		
	(2) 環境問題を「自分ごと」として捉えるための意識改革・行動変容の促進、県民総ぐるみによる運動の展開 【新】	環境企画課									
	(3) プラスチックごみ削減及び分別・リサイクルの推進 【新】	循環型社会推進課	②環境学習・環境保全活動への参加者数	81千人	—	—	190千人	—	—		
	(4) 食品ロスの削減の推進 【新】	商業・県産品振興課	③家庭系ごみの排出量(1人1日当たり)	(R1)539g	—	—	—	440g	—		
	(5) 山形県産品愛用運動の普及啓発 【新】	6次産業推進課									
	(6) 食育・地産地消の普及啓発 【新】	障がい福祉課	⑦障害福祉サービス事業所従業員に対する研修会の実施件数	0件	2件	2件	2件	3件	3件		
	(7) 人と環境に優しい持続可能な農業の取組への理解増進 【新】	食品安全衛生課									
	(8) 障がい者の支援につながる製品購入の普及 【新】	障がい福祉課									
III 消費生活の安全・安心の確保	1 消費者への情報提供の充実	(1) 消費者事故情報の収集及び情報周知の充実	消費生活・地域安全課	①消費者事故情報の報告手順の周知	1回	2回	2回	2回	2回	2回	
		(2) 消費者団体訴訟制度の周知									
		(3) 生活関連物資に関する情報収集等									
		(4) 各種媒体を活用した消費者への情報発信の強化 【新】	防災危機管理課、消費生活・地域安全課								
		(5) 自然災害や感染症拡大時などに対応した消費者への情報発信 【新】	建築住宅課								
		(6) 住宅に関する相談対応及び情報提供 (再掲)									
	2 食の安全・安心の確保	(1) 食の安全に関する意見交換会の推進	消費生活・地域安全課、消防救急課	①食の安全に関する意見交換会の開催回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	
		(2) 適正な食品表示の確保	消費生活・地域安全課	②食品適正表示推進者養成講習会受講者数	100人	100人	100人	100人	100人	100人	
		(3) 食品等の監視指導の充実		③食品衛生監視指導計画に基づく監視実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		(4) 流通する食品の安全対策		④食品衛生監視指導計画に基づく検査の実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
		(5) 農薬販売店に関する立入検査 (再掲)	食品安全衛生課	⑤農薬取締法の違反率	(R1)4.3%	2.7%	2.6%	2.5%	2.4%	2.3%	
		(6) 食の安全・安心確保に関する出張セミナーの実施		⑥食の安全・安心確保に関する出張セミナーの開催回数	(R1)186回	230回	230回	230回	230回	230回	
3 商品・サービスの安全・安心の確保	(7) 食品安全モニター及び適正表示ボランティアの養成		⑦食品安全モニターと適正表示ボランティアの合計登録数	43人	50人	50人	50人	50人	50人		
	(8) 水道の水質等に関する監視指導の徹底		⑧水道事業者立入検査実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	(9) 食の安全はもとよりインフォメーション事業の推進		⑨食の安全はもとよりインフォメーション事業登録施設数	334施設	—	—	340施設	—	—		
	(1) 安全三法に基づく販売事業者への指導の徹底	消費生活・地域安全課、消防救急課	①医薬品医療機器等法に基づく基準適合率	97%	100%	100%	100%	100%	100%		
	(2) 危害を及ぼす恐れのある危険物、ガス等の安全確保	消防救急課									
	(3) 医薬品の安全性の確保	新型コロナワクチン接種総合企画課									

※指標において、R1年度を基準にしているものについては、コロナ禍に起因しR2年度の数字が低かったもの又はR2年度数字が公表前のため、R1年度の数字を採用
※指標において、R3年度を基準にしているものについては、R3.7月に実施した県民意識調査の数字を採用